

軽井沢町の自然保護のための土地利用行為の手続等に関する
条例等の改正（罰則規定の新設）について

軽井沢町の自然保護のための土地利用行為の手続等に関する条例等の改正（罰則規定の新設）について、別紙資料 2－1 及び資料 2－2 のとおりとする。

○参考図書等

- ・ 参考資料 A
- ・ 参考資料 B